

平成 21 年度「臨床心理分野専門職大学院認証評価」  
認 証 評 価 報 告 書

< 抜 粋 >

平成 22(2010)年 3 月 26 日  
財団法人日本臨床心理士資格認定協会



## 認証評価体制の発足に際して

学校教育法第 110 条にもとづき、臨床心理士養成に資する大学院専門職学位課程の認証評価機関として、私どもの財団法人日本臨床心理士資格認定協会が平成 21 年 9 月 4 日付で文部科学大臣より認可されました。臨床心理分野の認証評価機関として唯一のものであり、あらためて、本協会の斯界に果たす役割の重さを痛感しているところです。

本協会としては、この使命に応えるために理事会で議論を重ね、諸規程を整備するとともに、認証評価を担当する認証評価委員会、判定委員会、判定評価チーム、作業委員会、申し立て審査委員会などを組織し体制を整えてきました。

今回の評価作業の第 1 号となる九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）の関係各位には、本協会の体制の整備の遅れもあり、ご迷惑をおかけしました。しかし、何かとご協力をいただき、作業の進捗をみて、この報告書をまとめることができたことは、洵にご同慶の至りです。この経験をもとに、認証評価作業を改善し、より効率的で質の高いものとしたいと願っています。そのためにも、多くの関係者のご協力とご支援をお願いしたいと思います。

平成 22 年 1 月 10 日

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 大塚 義孝

## I 平成 21 (2009) 年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

### 1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年 4 月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 (2009) 年 9 月 4 日付で認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。ここでの認証評価の目的は、次のとおりである。

協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

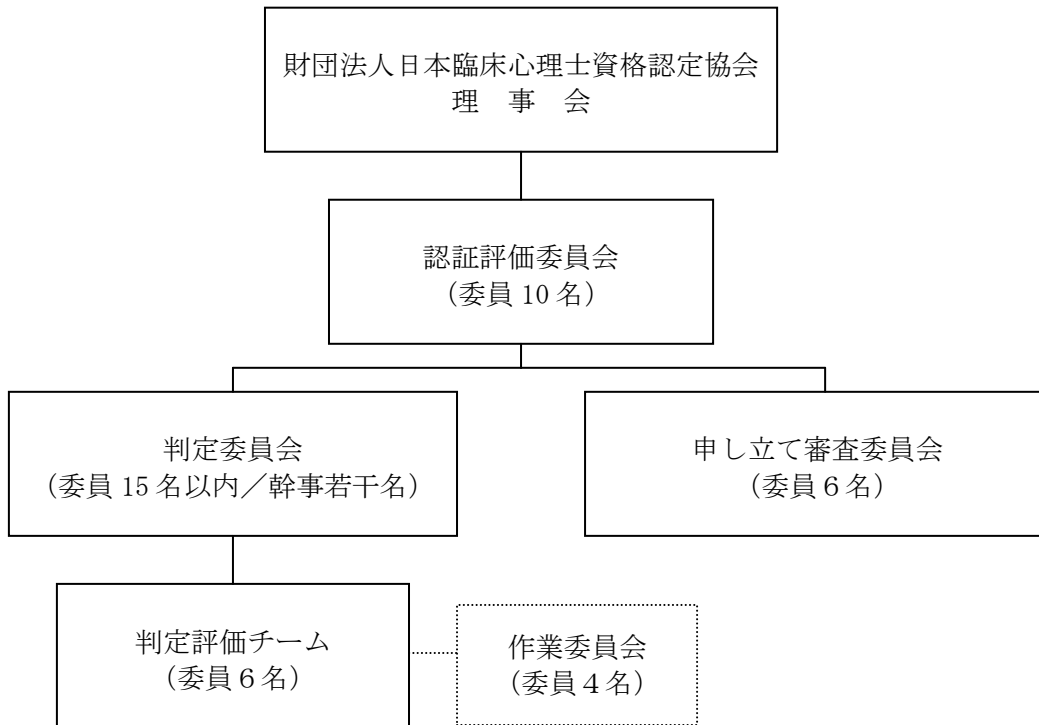
### 2 平成 21 (2009) 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 21 (2009) 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の 1 大学院であった。

国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）

### 3 認証評価を担当する組織と体制

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



(1) 認証評価委員会 (定数 10 名/任期 2 年) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

◎石川 啓 (日本臨床心理士養成大学院協議会・会長/学校法人帝塚山学院・理事長)

○開原 成允 (国際医療福祉大学・大学院長/東京大学・名誉教授)

○藤原 勝紀 (財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常任理事/京都大学・名誉教授)

大塚 義孝 (財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/帝塚山学院大学大学院・教授)

久保 千春 (九州大学病院・病院長/九州大学医学研究院・教授)

鶴 光代 (一般社団法人日本心理臨床学会・理事長/跡見学園女子大学大学院・教授)

平木 典子 (日本家族心理学会・常任理事/元日本女子大学大学院・教授)

村瀬嘉代子 (一般社団法人日本臨床心理士会・会長/北翔大学大学院・教授)

村山 正治 (学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授)

結城 章夫 (山形大学・学長)

(2) 判定委員会 (委員定数 15 名以内、幹事若干名/任期 2 年) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎藤原 勝紀 (京都大学・名誉教授)
- 伊藤 良子 (学習院大学・教授)
- 野島 一彦 (九州大学大学院・教授)
- 上里 一郎 (広島大学・名誉教授)
- 大野 博之 (福岡女学院大学・教授)
- 下山 晴彦 (東京大学大学院・教授)
- 田畑 治 (愛知学院大学・教授)
- 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 丸山 千秋 (青山学院大学・教授)
- 山下 一夫 (鳴門教育大学大学院・教授)

幹事

- 福田 憲明 (明星大学・准教授)
- 三浦 正江 (東京家政大学・准教授)

(3) 申し立て審査委員会 (定数 6 名/任期 2 年) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (1 名)

- ◎岡堂 哲雄 (聖徳大学大学院・教授)
- 佐藤 忠司 (新潟青陵大学大学院・教授)
- 乾 吉佑 (専修大学大学院・教授)
- 岩崎 庸男 (目白大学大学院・教授)
- 滝口 俊子 (放送大学大学院・教授)
- 馬場 禮子 (山梨英和大学大学院・教授)

(4) 判定評価チーム (定数 6 名/九州大学大学院担当) ◎主査 (1 名) ○副査 (1 名)

- ◎上里 一郎 (広島大学・名誉教授)
- 伊藤 良子 (学習院大学・教授)
- 貝谷 久宣 (医療法人和楽会心療内科・精神科赤坂クリニック・理事長)
- 倉島 和夫 (東京少年鑑別所・所長)
- 下山 晴彦 (東京大学大学院・教授)
- 山下 一夫 (鳴門教育大学大学院・教授)

(5) 作業委員会

- 上里 一郎 (広島大学・名誉教授)
- 山下 一夫 (鳴門教育大学大学院・教授)
- 福田 憲明 (明星大学・准教授)
- 三浦 正江 (東京家政大学・准教授)

#### 4 認証評価の経過の概要

(1) 専門職大学院認証評価事業への取組み〔平成 19(2007)年 7 月 1 日〕

第 87 回理事会において、臨床心理士養成のための専門職大学院の認証評価を協会の事業として行うことを決定した。

(2) 各委員会規程の制定〔平成 20(2008)年 5 月 10 日〕

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程等、認証評価に関わる各委員会規程を第 95 回理事会、第 30 回評議員会において決定した。

(3) 専門職大学院への説明会と意見の聴取〔平成 20(2008)年 9 月 8 日〕

専門職大学院 5 校に対して、認証評価に関わる手続規則、評価基準要綱などの原案について説明し、意見を聴取した。

また、一般社団法人日本心理臨床学会、日本臨床心理士養成大学院協議会、一般社団法人日本臨床心理士会などからも原案に対する意見を聴取し、原案を修正した。

(4) 認証評価に関わる手続規則の制定〔平成 20(2008)年 9 月 12 日〕

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則を、第 96 回理事会において決定した。

(5) 評価基準要綱、各委員会委員の決定〔平成 20(2008)年 12 月 7 日〕

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱、各委員会委員を、第 97 回理事会において決定した。

(6) 九州大学大学院との協議〔平成 21(2009)年 2 月 20 日〕

認証評価の具体的な進め方について協議した。

(7) 認証評価機関申請書の提出〔平成 21(2009)年 3 月 31 日〕

認証評価機関としての認可を得るために、文部科学省へ申請書を提出した。

(8) 認証評価実施に関する研修会〔平成 21(2009)年 4 月 29 日〕

協会が認証評価にあたる認証評価委員会委員、判定委員会委員、判定評価チーム委員、申し立て審査委員会委員を対象に、認証評価に関わる手続規則、評価基準要綱などについて研修会を開催した。なお、判定評価チームの委員に対しては、委員会時に継続して研修を行った。

(9) 認証評価機関としての認証〔平成 21(2009)年 9 月 4 日〕

文部科学大臣から、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を行う認証評価機関として、

学校教育法第 110 条の規定により認証を受けた。

(10) 認証評価申請書の受理〔平成 21(2009)年 9 月 7 日〕

九州大学大学院より、平成 21(2009)年 9 月 4 日付で認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。

(11) 自己点検評価報告書の提出〔平成 21(2009)年 9 月 10 日〕

九州大学大学院より、自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。

(12) 事前確認事項一覧表の送付〔平成 21(2009)年 9 月 15 日〕

九州大学大学院へ、事前確認事項一覧表を送付した。

(13) 事前確認事項回答書の提出〔平成 21(2009)年 9 月 25 日〕

九州大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。

(14) 認証評価に関わるヒアリング〔平成 21(2009)年 9 月 28 日〕

自己点検評価報告書及び事前確認事項について、九州大学大学院のヒアリングを行った。

(15) 訪問調査〔平成 21(2009)年 10 月 19 日〕

判定評価チーム委員 6 名及び判定委員会幹事 2 名、協会事務局 1 名により、九州大学大学院の訪問調査を実施した。

(16) 認証評価報告書（一次案）の送付〔平成 21(2009)年 11 月 30 日〕

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、九州大学大学院へ送付した。

(17) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔平成 21(2009)年 12 月 18 日〕

九州大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。

(18) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 21(2009)年 12 月 28 日〕

判定評価チームは、九州大学大学院の意見を参考に認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

(19) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 22(2010)年 1 月 9 日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、九州大学大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。



(20) 認証評価報告書の作成と提出〔平成 22(2010)年 1 月 9 日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(21) 認証評価報告書の決定〔平成 22(2010)年 1 月 10 日〕

理事会は、認証評価委員会から提案された認証評価報告書を審議し、決定した。

(22) 認証評価報告書の送付と確定〔平成 22(2010)年 1 月 26 日〕

九州大学大学院へ、平成 22(2010)年 1 月 12 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に同大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(23) 認証評価報告書の公表〔平成 22(2010)年 3 月 26 日〕

認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

(24) 認定証の送付〔平成 22(2010)年 3 月 31 日〕

九州大学大学院へ基準適合認定証を送付した。

## 5 認証評価の結果の概要

平成 21(2009)年度に臨床心理分野の専門職大学院で認証評価を申請したのは 1 大学院であった。関係委員会で審査の結果、評価基準に適合していると認定した。

認定の期間は、平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

(1) 認証評価の結果、適合していると認定した大学院・専攻

国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）

(2) 適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

## 6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年から毎年 5 月 1 日現在の大学院の状況を 5 月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

(1) 専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無

- (2) 入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- (3) 学生の状況（1年生数、2年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- (4) 認証評価を受けた後の重大な変更
- (5) 修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- (6) 改善が望ましいとされた事項への対処

## 7 認証評価の整備・改善

平成 21 (2009) 年、初めての認証評価の実施を通して様々な課題が見出されている。そのため、認証評価に関わる諸事項について整備・改善を図りたい。当面、まず以下の事項等について検討し改善する予定である。

### (1) 認証評価にあたる質の高い委員の確保について

各委員会委員の選任にあたっては、広く適材を得ることに努める。そのために、関係学会や団体に候補者の推薦を依頼するとともに、推薦基準を作成して質の確保に努める。この方針を受けて、平成 22 (2010) 年 4 月に就任予定の判定委員会委員 5 名の補充に際しては、関係学会や団体、関係者から推薦を受け、選任することとしている。

### (2) 認証評価にあたる委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行う。

### (3) 関係学会や関係大学院等との連携

関係学会や関係大学院等との連絡協議会を設け、認証評価に関わる諸事項について連絡・協議・意見の聴取を行い、認証評価の理解や改善に努める。

### (4) 認証評価の実施体制の整備

認証評価に関わる手続や提出書類などについて、見直し作業の効率化を図る。

### (5) 臨床心理分野の専門職大学院における「教育内容と方法」についての検討

認証評価の客観的な判断や各大学院の教育目標の手がかりを得るために、教育内容と方法について検討し、標準的なガイドラインを設定する。そのため、検討委員会を平成 22 (2010) 年 4 月に発足させ、1 年以内に成案を得る予定である。